

メリホスピタル感染対策指針

1. 目的

この指針はメリホスピタル（以下「当院」という）における院内感染防止対策および集団感染事例発生時などの院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする

2. 院内感染に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚いケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小限にするため、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せもつという考え方からできた標準予防策（スタンダードプレコーション）に基づき、医療行為を実践する。併せて感染経路別予防策を実施する

3. 組織

- ◆ 院内感染対策に関する施設の整備点検、業務の見直しや改善など、臨床の現場で確実に実行されなくてはならない事項を決定する機関として、感染委員会を設置する
- ◆ 具体的かつ実践的に感染管理を実践する ICT（リンクスタッフチーム）を組織し、院内の感染対策の実行を図る

4. 院内感染予防のための教育・研修

- ◆ 患者および医療従事者の感染リスクを最小限にする為、院内感染管理の基本的考え方および、具体的対策について、就職時研修の実施および、全職員を対象とした継続研修を定期的に行う。
- ◆ 院内研修会は、年 2 回行う
- ◆ 院外の感染対策を目的とした各種研修会、講習会の開催情報を告知し、参加希望者の支援をする



5. 感染症の発生状況報告に関する事項

- ◆ 院内感染の定義
 - 病院内に感染源があり入院後 48 時間以上経過し原疾病とは別に罹患した感染症を指す
 - 医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする
- ◆ 当院の細菌検査結果から微生物の検出状況、耐性菌などを把握し、毎週開催の ICT（リンクスタッフチーム）にて対策を検討し、職員に対する周知や指導を行う
- ◆ サーベイランスを実施、感染対策への活用を行う

6. 院内感染集団発生時の対応

- ◆ 院内感染発生が疑われる場合には、ICT（リンクスタッフチーム）が情報収集を行い迅速に対応する
- ◆ 必要に応じ臨時感染委員会を招集し、感染経路の遮断および防止に努める

7. 院内感染防止対策推進のために必要な事項

- ◆ 当院の院内感染対策マニュアルは、最新の科学的根拠に基づいたガイドライン等を参考に、当院の実情に合わせ作成したものである
- ◆ 当院職員は院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、励行など常に感染防止策の遵守及び適切な个人防护具の使用に努める
- ◆ 当院職員は自らが感染源とならないよう定期健康診断を行い健康管理に留意するとともに、病院が実施するワクチン予防接種に積極的に参加する